

千葉県立保健医療大学動物実験等に関する指針

(平成 22 年 11 月 1 日教授会決定)

(最終改正：令和 6 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この指針は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）において、動物実験等を計画実施する際に遵守すべき基準や、その他必要な事項を定め、科学的並びに動物福祉の観点からも適正かつ倫理的な動物実験等の実施を促すことを目的とする。

2 本学における動物実験等の際の動物福祉及び安全確保については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）、「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 84 号）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年 6 月 1 日文部科学省告示第 71 号）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月 1 日日本学術会議策定）等のほか、この指針によることとする。

(定義)

第 2 条 この指針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を試験研究または生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。（以下「動物実験等」という。）
- (2) 実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類（げっ歯類；マウス、ラット）及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験等実施者 動物実験等を実施する者をいう。（以下「実施者」という。）
- (4) 動物実験等責任者 複数により動物実験等を実施する場合は、統括する者をいう。
(以下「責任者」という。)
- (5) 動物室管理者 動物実験等を実施する動物室の管理責任者をいう。
(以下「管理者」という。)
- (6) 動物室 動物実験等を実施する動物実験室をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この指針は、原則として本学において教職員等により行われるすべての動物実験、及び研究に伴う飼育に対して適用される。

(体制及び施設の整備等)

第 4 条 千葉県立保健医療大学長（以下「学長」という。）及び本学の動物実験研究倫理審査部会（以下「動物部会」という。）は、動物実験の適正かつ円滑な実施のため、動物実験等に係る審査と必要な体制の整備を図るとともに、本学の動物室の運営に関する調整を行う。

2 学長は、本学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負う。

- 3 動物実験は、動物室において行うことを原則とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、授業における小動物を用いた動物実験等、動物室を利用することが適当でない場合については、第6条第1項に定める計画書のその旨を記載し、あらかじめ学長の承認を得ておくものとする。
- 5 実験動物の飼育については、動物の生態、習性等を考慮した適正な飼育環境のもとに行われなければならない。

(動物室管理者)

第5条 動物室の管理責任者として、管理者を置く。

- 2 管理者は、動物実験等を行う教職員の中から、部会の推薦に基づき、学長が任命し、委員会に置く。
- 3 管理者は、実験室の管理及び運営、実験動物の管理を行うものとする。
- 4 管理者は、委員会との連携のもとに、動物室の適切かつ円滑な管理運営に努めるものとする。
- 5 管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 管理者に事故があるときは、動物実験を行う教員の中からあらかじめ管理者が指名する者が、職務を代理する。

(実験計画の立案)

第6条 実施者は、動物実験を行うにあたって、あらかじめ実験計画を立案し、「動物実験計画書」(様式第1号)を動物部会に提出しなければならない。

- 2 前項において、実施者が複数人にわたる場合は、責任者(本学教職員に限る。)を定めるものとする。
- 3 実施者は、前項の実験計画の立案及び実施に際して、動物実験等の範囲を必要最小限にとどめるため、動物部会の意見をふまえながら、適正な供試動物の選択、実験方法の検討及び飼育環境条件の確保等に努めなければならない。また、Russel と Burch によって 1959 年に提唱された 3R の原則、即ち、Replacement (動物実験の他手段への置換)、Reduction (使用動物数の削減) 及び Refinement (麻酔、鎮痛剤の使用や実験技術・精度の向上による動物が受ける苦痛の軽減) に留意し、動物の福祉に努めるものとする。
- 4 実施者は、供試動物の選択にあたっては、当該動物種の実験目的への適否、実験成績の精度や再現性を左右する供試動物の数量、飼育条件等を考慮しなければならない。
- 5 動物実験等のための審査及び飼養の対象となる実験動物は、げっ歯類(マウス、ラットなど)及び爬虫類とする。これ以外の哺乳類や鳥類は動物実験等のための審査及び飼養はできない。なお、両性類に関してはこの指針の対象外である。
- 6 実施者は、研究の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得る代替法を利用すること等により、実験動物を適切に利用することに配慮しなければならない。
- 7 実施者は、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法に配慮しなければならない。
- 8 物理的及び化学的に有害な物質並びに病原体を取扱うなど、生態系に影響を及ぼす可能性のあ

る動物実験等を実施する際には、施設、設備その他の構造物の状況を踏まえて動物の逸走防止等に配慮しなければならない。

- 9 実施者は、遺伝子組換え生物等を第二種使用等する際の規制措置を講じて生物多様性条約カルタヘナ議定書を適切に運用し、動物実験等を実施する施設、設備その他の構造物の状況を踏まえて、当該拡散防止措置に配慮しなければならない。

(実験計画の審査承認)

第7条 学長は、実施者から提出された実験計画書を動物部会に諮問するものとする。

- 2 動物部会は、諮問を受けた実験計画書を審議して承認・不承認等を決定し、その結果を動物部会の長が「動物実験等計画書審査結果」(様式第2号-1及び-2)により実施者へ通知するものとする。
- 3 実施者は、動物部会の承認が得られなければ、実験を開始することができない。
- 4 実施者は、申請期間を超えて実験を行う場合は、改めて実験計画書を提出し、審査を受けるものとする。

(実験動物の検収と検疫)

第8条 実施者は、搬入された実験動物の検収にあたっては、発注条件、異常、死亡の有無等を確認するとともに、実験動物の状態、輸送方法、輸送時間等を記録しなければならない。

- 2 管理者及び実施者は、必要に応じて供試動物の検疫を実施する。
- 3 検収後の実験動物は、所定のケージに収容し、給餌、給水等の適切な措置を講じなければならない。

(実験動物の飼育管理)

第9条 管理者及び実施者は、施設、設備その他の構造物の適切な維持管理を行い、良好な飼育環境の確保に努めなければならない。

- 2 実施者は、動物実験全般について責任をもって管理し、動物の健康及び安全に充分留意して、適切な給餌、給水等を行うとともに、人や環境に悪影響を与えないよう、適正な飼育管理に努めなければならない。
- 3 実施者は、実験中の動物についてはもちろんのこと、供試から不要に至るまでの全ての期間にわたって、動物の状態を子細に観察し、適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

第10条 実施者は、科学的のみならず動物愛護の観点からも適切な実験操作を行わなければならない。

- 2 実施者は、実験の目的に支障を及ぼさない範囲で、適切な麻酔薬や鎮痛剤を投与する等の措置により、実験動物に無用の苦痛を与えないように配慮しなければならない。このため、必要な場合には管理者は委員会の判断を求めるものとする。
- 3 実施者は、実験操作を容易にし、また人への危害を防止するために、実験動物に無用の苦痛を与えない範囲で適切な処置を行うことができる。

(実験終了後の措置)

- 第 11 条 実施者は、実験等の目的を終了又は中断した実験動物を処分するときは、致死量以上の麻酔薬の投与その他適切な方法により、実験動物を速やかに苦痛から開放するよう努めなければならない。このため、必要な場合には管理者は委員会の判断を求めるものとする。
- 2 実施者は、実験動物の死体・糞尿又は悪臭等によって、人の健康及び環境が損なわれないよう、適切な措置を講じなければならない。
 - 3 実施者は、実験終了後、「動物実験等終了報告書」(様式第 3 号)を動物部会に提出しなければならない。

(安全管理上の注意)

- 第 12 条 動物室を利用する実施者は、外部からの病原性微生物の侵入に注意を払うとともに、実験動物について次の各号に留意し、人や他の飼育動物への感染防止に努めなければならない。
- (1) ラットおよびマウスについては、SPF (specific pathogen free、特定病原菌に感染していない動物)を用いる。
 - (2) 前 1 号に掲げるもの以外の動物を用いる場合は、あらかじめ委員会の承認を得ておくものとする。
- 2 前項において、動物の飼育場所は、感染防止の観点から、次のとおりとする。
 - (1) 前項第 1 号に掲げるものについては、飼育室内とする。
 - (2) 同第 2 号に掲げるものについては、原則として飼育室への搬入は認めない。
 - (3) 前 2 号の規定により難しい場合は、管理者と協議し、その承認を得なければならない。
 - 3 実施者は、物理的及び化学的に有害な物質並びに病原体及び遺伝子組換え動物を取扱うなどの動物実験については、動物室及びその他の実験場所のいずれにおいても、人の安全の確保に努めることをはじめ、環境への影響を充分配慮するとともに、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験成績の信頼性が損なわれたりすることのないよう、適切に実験を行わなければならない。
 - 4 実施者は、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設、設備その他の構造物を保持して、健康保持に配慮しなければならない。

(実験の差し止め)

- 第 13 条 実施者が、本指針その他動物実験に関する各種規定を著しく逸脱した場合には、学長は当該実験を差し止めることができる。

(教育訓練の実施)

- 第 14 条 学長は、動物実験実施者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者の資質向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

(指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証)

第 15 条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、大学で実施された動物実験等の指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、大学以外の者による検証を行うことに努めなければならない。

(情報公開)

第 16 条 学長は、動物実験等に関する教育研究環境を千葉県立保健医療大学教育研究年報に公表し、ホームページに掲載するなどの適切な手段により積極的に情報公開しなければならない。

(実施細則)

第 17 条 その他、動物飼育施設使用に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この指針は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

(附則)

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。